

## 企業年金連合会とは

企業年金連合会は、厚生労働大臣に認可されて設立した特別民間法人です。  
昭和42年2月に厚生年金保険法に基づき厚生年金基金を会員とした連合体である「厚生年金基金連合会」として設立され、その後、法律改正により平成17年10月に「企業年金連合会」に改組し、現在に至ります。

企業年金制度を退職等により脱退した方（中途脱退者）の年金資産を引き受け、老後の年金給付を行う年金通算事業を実施しており、現在、約3,000万人の加入者の年金記録を管理し、約850万人の方に年金を支給しています。

また、お預かりした年金資産は13兆円を超え、世界でも有数の機関投資家としての側面も持っています。

その他、内外の企業年金に関係する調査研究を実施し、関係各方面に提言、要望を行うほか、会員等に対する各種情報の提供、相談・助言、役職員向け研修や各種セミナーの開催など、企業年金の健全な発展を図るために必要な支援事業を行っています。



## 事業のご紹介（私的年金制度普及事業室）

企業年金連合会の「私的年金制度普及事業室」では、当連合会会員に限らず、企業年金を実施している企業やこれから企業年金の導入を検討されている企業の経営者や人事・労務担当の皆様に向けた、以下のような支援等の事業を幅広く取り扱っています。

### ▶ 企業年金導入の相談受付（無料）

企業年金導入にあたっての相談窓口となって第三者としての立場で、無料で相談に応じます。企業年金の新規設立や、いわゆる総合型の企業年金への編入、iDeCo+（イデコプラス）の導入を検討されている経営者や人事担当者の方で、お困りのことがあればお気軽にお問い合わせください。



### ▶ 投資教育サービス（企業型DC加入者向け・一部有料）

企業型確定拠出年金（DC）をすでに実施されている企業の加入者の方向けに、投資教育サービスを提供しております。無料のライブ配信セミナーのほか、低価格でeラーニング（有料）もご用意しておりますので、是非ご利用ください。（ご利用にあたっては、企業の人事担当者の方からの利用申込が必要です。）



・このほか、iDeCo加入者向け投資教育サービス、海外年金等の調査、企業年金スチュワードシップ推進協議会の運営などにも取り組んでいます。



# 企業年金 はじめてみませんか？

企業年金連合会が **無料** で導入に向けたサポートを行います

企業年金って  
どんなもの？

企業年金、  
どうやって  
はじめればいいのか？

会社に導入する  
メリットは？

このような  
企業年金に関する疑問に  
企業年金連合会が  
お応えします



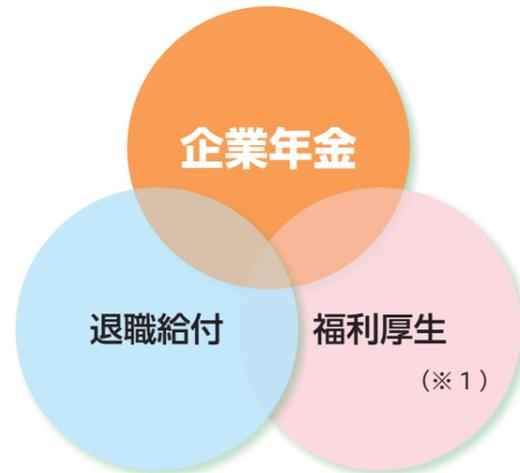
# 「企業年金」とは



企業年金は、厚生年金などの公的年金制度を補完し、企業の従業員であった方の退職後又は老後の生活を支える大変重要な制度です。



企業においては、企業年金を退職給付制度の一部として実施するケースと、従業員の老後の資産形成のための福利厚生として実施するケースがあり、この2つの側面を持っています。



## 導入のメリット

企業年金を導入することにより、企業・従業員の双方で、次のような効果が期待されます。

### 企業 にとってのメリット

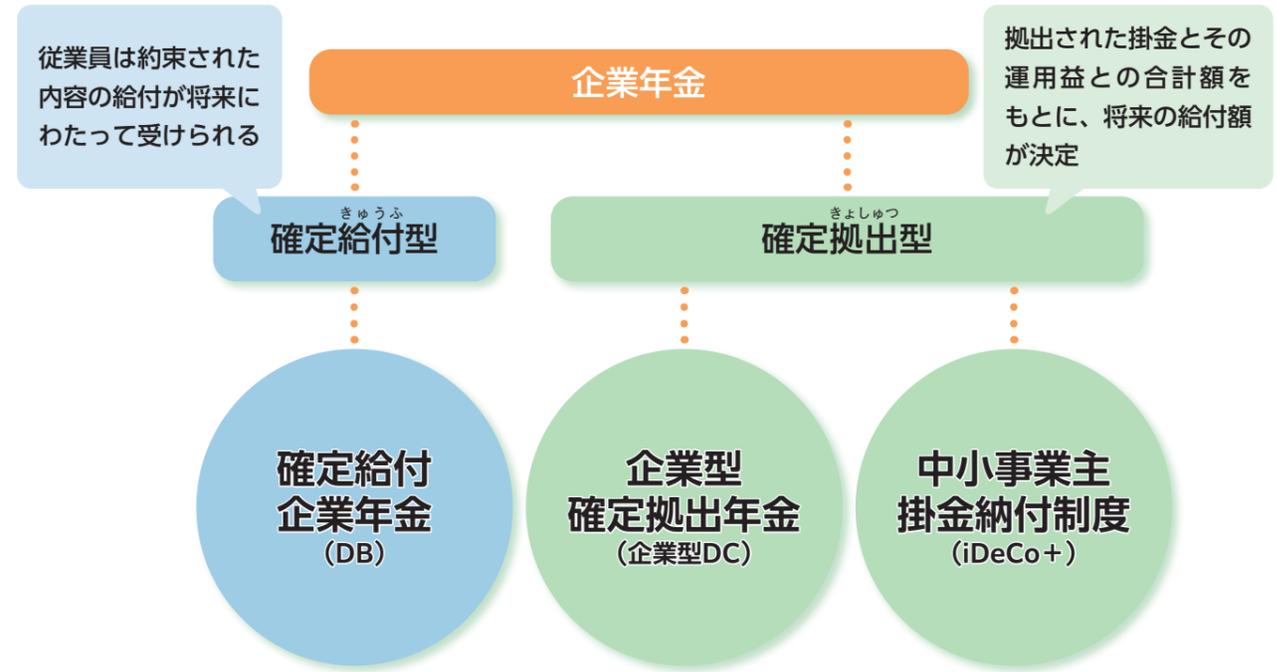
- ✔ 税法上、掛金は全額損金算入できる
- ✔ 退職金の計画的な準備が可能
- ✔ 企業年金導入をアピールした採用活動が可能
- ✔ 従業員のモチベーションアップ→定着率アップ
- ✔ 経営者・役員も原則加入できる

※1 企業型確定拠出年金の場合、加入者本人が運用商品を選択し投資を行うこととなるため、企業は加入者の投資教育を行う必要があり、従業員自身が自発的に老後の資産形成を行うことを促進することにもつながります。

# 企業年金の種類



企業年金は「確定給付型」と「確定拠出型」の2種類に大きく分けられ、代表的なものとして「確定給付企業年金 (DB)」、「企業型確定拠出年金 (企業型DC)」と「iDeCo+ (イデコプラス・中小事業主掛金納付制度)」がそれぞれ挙げられます。(※2)



### 従業員 にとってのメリット

- ✔ 退職給付・福利厚生が受けられる安心感
- ✔ 拠出・運用・受取時に税制優遇あり
- ✔ 社外積立のため、安全に資産形成
- ✔ 老後の資産形成のための投資教育が受けられる (企業型DCの場合に限る) (※1)

※2 確定給付型にはこのほかに厚生年金基金があります。また、iDeCo (個人型確定拠出年金・個人型DC) の加入者が納める本人掛金に事業主掛金を追加拠出するiDeCo+は厳密には企業年金には分類されませんが、個人年金と企業年金のハイブリットとなる制度であるため、ここでは企業年金に含めて紹介しています。確定給付企業年金には自社で実施する「規約型」と、別法人である「企業年金基金」による「基金型」の2種類があります。

